

吹田市交流活動館条例施行規則

平成 14 年 3 月 29 日規則第 12 号

改正

平成 17 年 3 月 31 日規則第 17 号

平成 18 年 3 月 20 日規則第 9 号

平成 19 年 11 月 9 日規則第 73 号

平成 21 年 3 月 18 日規則第 7 号

平成 24 年 6 月 29 日規則第 56 号

平成 25 年 3 月 29 日規則第 39 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 24 号

令和 2 年 3 月 31 日規則第 56 号

吹田市交流活動館条例施行規則

吹田市立解放会館条例施行規則（昭和 46 年吹田市規則第 19 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、吹田市交流活動館条例（平成 14 年吹田市条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条 吹田市交流活動館（以下「交流活動館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時まで（土曜日は、午後 5 時まで）とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

（休館日等）

第 3 条 交流活動館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（3）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

（使用の申請）

第 4 条 交流活動館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

（1）申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）

（2）使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに入場料等徴収の有無（以下「使用日時等」という。）

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下この項及び第 12 条第 1 項において「使用日」という。）の前 3 月に当たる日の属する月の初日から使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付及び提示)

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

2 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、交流活動館の施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

(使用期間)

第6条 交流活動館の施設を引き続き使用できる期間は、3日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第7条 交流活動館の施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用内容の変更)

第8条 使用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

(使用時間の超過)

第9条 使用時間の超過は、交流活動館の運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用の取消し)

第10条 使用者は、交流活動館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等

(3) 取消しの理由

(使用料の減額又は免除)

第11条 条例第7条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、市が公用于で使用する場合その他市長が公益上特に必要があると認める場合とし、その場合において減額し、又は免除する使用料の額は、使用料の全額とする。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減

額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 使用日時等
- (3) 減額又は免除の理由
(使用料の還付)

第12条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合
既納使用料の10割
- (2) 使用者が使用前7日までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割
- (3) 使用者が使用前7日までに使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合
において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割

2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等
(使用者の守るべき事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。
(入室の要求)

第14条 職員が交流活動館の管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第15条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第16条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(審議会の委員の委嘱)

第17条 吹田市交流活動館運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者 2人以内
- (2) 教育関係者 2人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内
- (4) 市内の公共的団体の代表者 2人以内
- (5) 市民 2人以内

(審議会の会長及び副会長)

第 18 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 19 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の運営に関する事項)

第 20 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

(審議会の庶務)

第 21 条 審議会の庶務は、交流活動館において処理する。

(申請書等の様式)

第 22 条 この規則に規定する申請書等の様式は、市民部長が定める。

(委任)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、交流活動館の管理運営に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日規則第 17 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 20 日規則第 9 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成 19 年 3 月 31 日まで使用することができる。

附 則 (平成 19 年 11 月 9 日規則第 73 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。(ただし書省略)

(以下省略)

附 則 (平成 21 年 3 月 18 日規則第 7 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 6 月 29 日規則第 56 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日規則第 39 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の吹田市交流活動館条例施行規則第 11 条第 1 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に使用料の減額又は免除の申請があった場合について適用し、同日前に使用料の減額又は免除の申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日規則第 56 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。